

監査懇話会

監査セミナー

## 第三者委員会の実務と監査役の役割

－ 第三者委員会制度の本質を理解する －

2016(平成28)年2月22日

国広総合法律事務所

弁護士 國 廣 正

<http://kunihiro-law.com/>

## I. 第三者委員会の基本を理解する

### 1. 第三者委員会とはどういうものか

(1) 不祥事が発生した場合の「第三者」による調査

(イ) なぜ、「第三者」でなければならないのか

・「第三者」でなければ、中立性、公平性が保障されない → 調査結果の信頼性確保

(ロ) 第三者委員会の危機管理機能

・「第三者」の「外科手術」による「自浄作用発揮」を通じた「企業の信用回復」

(2) 本質的要素としての「結果の公表」

・信用回復の前提となる「説明責任」、公共的観点からの「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」

(3) 事実調査委員会であること

・調査対象事項は「要件事実」に限定されない

・組織的要因などの「原因論」の重要性

・法的責任追及とは分けて考える（山一証券、オリンパス）

## 2. なぜ、「第三者委員会ガイドライン」を作ったのか

### (1) 第三者委員会の歴史

### (2) 「問題ありの第三者委員会」の存在

(3) 東京証券取引所、証券取引等監視委員会（SESC）、マスコミ、検察庁、学識経験者等との意見交換を経て、ガイドライン制定（2010年7月15日）

## 3. 日弁連の「第三者委員会ガイドライン」の拡がり

### (1) 健全な資本市場の維持の観点から

・有価証券報告書虚偽記載、インサイダー取引などの資本市場関連の不祥事においては「デファクトスタンダード」となっている

### (2) コーポレートガバナンスの観点から

・日本監査役協会の「監査役監査基準」

[http://www.kansa.or.jp/support/el001\\_100315\\_01a.pdf](http://www.kansa.or.jp/support/el001_100315_01a.pdf)

・同協会の「重大な企業不祥事の疑いを感じた際の監査役等の対応に関する提言」

<http://www.kansa.or.jp/support/library/casestudy/post-93.html>

### (3) 公認会計士の立場から

・日本公認会計士協会「不適切な会計処理に係る第三者委員会への対応について」

[http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa\\_pr/news/files/3-99-0-2-20130517\\_1.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/files/3-99-0-2-20130517_1.pdf)

## Ⅱ. 「第三者委員会ガイドライン」の「基礎にある考え方」(別紙①)

### 1. 第三者委員会の依頼者は誰なのか

(1) 「すべてのステークホルダー」が依頼者

「第三者委員会は、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする」(「第1部 基本原則」冒頭)

(2) 経営陣との関係

「第三者委員会は、調査により判明した事実とその評価を、企業等の現在の経営陣に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する」(「第2部 指針」第2. の2.)

(3) 独立性、中立性

「第三者委員会は、依頼の形式にかかわらず、企業等から独立した立場で、企業等のステークホルダーのために、中立・公正で客観的な調査を行う」(「第1部 基本原則」第2.)

「1. 起案権の専属」「2. 調査報告書の記載内容」「3. 調査報告書の事前非開示」「4. 資料等の処分権」「5. 利害関係」(「第2部 指針」第2.)

### 2. 「説明責任」という考え方

「第三者委員会は、不祥事を起こした企業等が、企業の社会的責任(CSR)の観点から、ステークホルダーに対する説明責任を果たす目的で設置する委員会である」(「第1部 基本原則」第1. の2.)

・調査報告書の開示は、第三者委員会が「危機管理機能」と「公益的機能」を果たすためのカギとなる。

### 3. 第三者委員会調査報告書の「公益性」

・「公共財」としての第三者委員会調査報告書

・当局調査代替機能

#### 4. 第三者委員会への誤解

##### (1) 従来型の弁護士業務の囚われた発想に基づく弁護士側の誤解

- ・代理人、弁護人業務と性格が異なる「新しい弁護士業務」を自覚する必要性

##### (2) 「素朴な疑問」に基づく依頼者側の誤解

- ・調査費用を支払っているのは依頼企業 → 企業の金はだれの金なのか

・受任の時点で「ガイドライン準拠」を明確にする必要 → 「独立性を貫き断固たる姿勢をもって厳正な調査を実施するための『盾』として・・・」（「前文」）

#### 5. いくつかの問題点

##### (1) 依頼企業側の問題

- ・調査忌避行為

「企業等による十分な協力が得られない場合や調査に対する妨害行為があった場合には、第三者委員会は、その状況を調査報告書に記載することができる」（「第2部 指針」第3.2.）

- ・依頼企業側による調査スコープの限定

「第三者委員会は、企業等と協議の上、調査対象とする事実の範囲（調査スコープ）を決定する。調査スコープは、第三者委員会設置の目的を達成するために必要十分なものでなければならない」（「第2部 指針」第1.（1））

##### (2) 第三者委員会側の問題

- ・任意調査という言い訳（突っ込み不足）

「第三者委員会は、受任に際して、企業等に下記の事項を求める。①あらゆる資料、情報、社員へのアクセス保障、②調査に対する優先的協力の業務命令、③調査補助のための事務局設置」（「第2部 指針」第3. 1.）

- ・中立性の喪失（マスコミ論調への迎合、暴走第三者委員会など）

### Ⅲ. 「不良第三者委員会」とのたたかい

#### 1. 「第三者委員会調査報告書格付委員会（勝手格付委員会）」 <http://www.rating-tpcr.net/>

##### (1) 格付委員会委員

久保利英明（委員長：弁護士）、國廣正（弁護士）、齊藤誠（弁護士）、塩谷喜雄（元日本経済新聞編集委員）、高巖（麗澤大学教授）、竹内朗（弁護士）、行方洋一（弁護士）、野村修也（中央大学教授）、八田進二（青山学院大学教授）

##### (2) なぜ「格付」をするのか

##### (3) 格付結果

・（第1回）みずほ銀行	A：0、B：0、C：4、D：4
・（第2回）リソー教育	A：0、B：0、C：4、D：3（F：2）
・（第3回）ノバルティスファーマ	A：0、B：6、C：3、D：0
・（第4回）朝日新聞	A：0、B：0、C：0、D：3（F：5）
・（第5回）独立行政法人労働者健康福祉機構	A：0、B：2、C：5、D：2
・（第6回）ジャパンベストレスキューシステム	A：0、B：5、C：4、D：0
・（第7回）東芝	A：0、B：0、C：4、D：1（F：3）

#### 2. 優れた第三者委員会調査報告書の表彰

##### (1) 表彰委員会委員

落合誠一（委員長：東京大学名誉教授）、土屋直也（元日本経済新聞社編集委員）、大崎貞和（野村総合研究所主席研究員）、酒井功（株式会社プロネット代表取締役）、川本裕子（早稲田大学教授）、遠藤元一（弁護士）、山口利昭（弁護士）

##### (2) 優れた第三者委員会調査報告書として表彰されたもの（別紙②参照）

- ・タマホーム第三者委員会
- ・日本交通技術第三者委員会

#### IV. 第三者委員会調査報告書を読む（東芝不適正会計事件の「第三者委員会」）

別紙③参照（※ 関係者（SESC、東証、投資家、企業関係者など）は、この調査報告書に依拠した判断ができるか？日本の資本市場に対する信頼を揺るがす重大事件の第三者委員会調査報告書として「公共財」の役割を果たしているか？）

#### V. 第三者委員会の方向性

##### 1. 第三者委員会と危機管理

別紙④参照

##### 2. 第三者委員会とコーポレートガバナンスの「架橋」

別紙⑤参照

##### 3. 第三者委員会と監査役（監査役監査基準第24条）

#### 第24条（企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会）

1. 監査役は、企業不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下本条において同じ）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、当該企業不祥事の実態関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。
2. 前項の取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役は、監査役会における協議を経て、取締役に対して当該企業不祥事に対する原因究明及び再発防止策等の検討を外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会（本条において「第三者委員会」という）の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。
3. 監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、第三者委員会の委員に就任しない場合にも、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行するものとする。